

### 3.2.2 社会的状況

#### (1) 地域の社会的状況に係る項目

##### A. 人口及び産業の状況

##### a. 人口

札幌市及び事業区域周辺の中央区、北区、東区における人口、世帯数の推移は、表3.2.2-1に示すとおりである。

札幌市全体の人口及び世帯数は、年々わずかな増加傾向にあり、令和3年(1月1日現在)の人口は1,961,575人、世帯数は1,078,932世帯である。

また、事業区域の位置する中央区の人口及び世帯数も、年々わずかな増加傾向にあり、令和3年の人口は239,944人(札幌市全体に占める割合：12.2%)、世帯数は146,024世帯(札幌市全体に占める割合：13.5%)である。

表3.2.2-1 札幌市及び事業区域周辺の人口、世帯数の推移

区分	地域	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
人口 (人)	札幌市	1,947,494	1,952,348	1,955,457	1,959,313	1,961,575
	中央区	232,148 (11.9%)	233,884 (12.0%)	235,449 (12.0%)	238,198 (12.2%)	239,944 (12.2%)
	北区	284,799 (14.6%)	285,547 (14.6%)	286,112 (14.6%)	286,186 (14.6%)	286,054 (14.6%)
	東区	261,281 (13.4%)	262,118 (13.4%)	261,777 (13.4%)	261,922 (13.4%)	262,298 (13.4%)
世帯数 (世帯)	札幌市	1,037,733	1,048,469	1,058,431	1,068,992	1,078,932
	中央区	138,157 (13.3%)	139,954 (13.3%)	141,734 (13.4%)	144,196 (13.5%)	146,024 (13.5%)
	北区	149,384 (14.4%)	150,737 (14.4%)	151,891 (14.4%)	153,109 (14.3%)	153,908 (14.3%)
	東区	140,160 (13.5%)	141,368 (13.5%)	142,078 (13.4%)	143,130 (13.4%)	144,421 (13.4%)

注1)各年1月1日現在の住民基本台帳による人口、世帯数である。

注2)(%)内は、札幌市全体に占める割合を示す。

出典：「人口統計」(札幌市 令和3年8月閲覧)

##### b. 産業

##### (ア) 農業

札幌市及び事業区域周辺の中央区、北区、東区における農家数、農家人口等の状況は、表3.2.2-2に示すとおりである。

札幌市全体の農家数、農家人口、農業従業者数及び経営耕地面積は、減少傾向にあり、平成27年の農家数は461戸、農家人口は1,414人、農業従業者数は1,116人、経営耕地面積は1,495haである。

また、事業区域の位置する中央区の平成27年の農家数は9戸(札幌市全体に占める割合：2.0%)、農家人口は32人(札幌市全体に占める割合：2.3%)、農業従業者数は24人(札幌市全体に占める割合：2.2%)、経営耕地面積は5ha(札幌市全体に占める割合：0.3%)である。

表3.2.2-2 札幌市及び事業区域周辺の農家数、農家人口等の状況

年	地域	農家数(戸)	農家人口(人)	農業従業者数(人)	経営耕地面積(ha)
平成17年	札幌市	772	2,669	1,928	2,249
平成22年	札幌市	634	2,094	1,578	1,936
平成27年	札幌市	461	1,414	1,116	1,495
	中央区	9 (2.0%)	32 (2.3%)	24 (2.2%)	5 (0.3%)
	北 区	102 (22.1%)	287 (20.3%)	228 (20.4%)	578 (38.7%)
	東 区	91 (19.7%)	314 (22.2%)	230 (20.6%)	433 (29.0%)

注) ( %)内は、札幌市全体に占める割合を示す。

出典：「札幌市統計書(令和2年版)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

#### (4) 工 業

札幌市及び事業区域周辺の中央区、北区、東区における事業所数、従業者数等の状況は、表3.2.2-3に示すとおりである。

札幌市全体の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、調査年により増減を繰り返している傾向にあり、平成30年の事業所数は888事業所、従業者数は28,120人、製造品出荷額等は574,861百万円である。

また、事業区域の位置する中央区の平成30年の事業所数は85事業所(札幌市全体に占める割合：9.60%)、従業者数は1,651人(札幌市全体に占める割合：5.9%)、製造品出荷額等は22,266百万円(札幌市全体に占める割合：3.9%)である。

表3.2.2-3 札幌市及び事業区域周辺の事業所数、従業者数等の状況

年	地域	事業所数(事業所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
平成26年	札幌市	940	27,665	529,579
平成27年	札幌市	1,053	28,072	557,820
平成28年	札幌市	892	27,029	534,597
平成29年	札幌市	883	27,116	560,445
平成30年	札幌市	888	28,120	574,861
	中央区	85 (9.6%)	1,651 (5.9%)	22,266 (3.9%)
	北区	70 (7.9%)	1,500 (5.3%)	21,593 (3.8%)
	東区	191 (21.5%)	5,268 (18.7%)	110,795 (19.3%)

注) ( %)内は、札幌市全体に占める割合を示す。

出典：「札幌市統計書(令和2年版)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

## (ウ) 商 業

札幌市及び事業区域周辺の中央区、北区、東区における事業所数、従業者数等の状況は、表3.2.2-4に示すとおりである。

札幌市全体の事業所数、従業者数は、平成19年から平成26年にかけて減少し、平成28年には増加に転じている。年間商品販売額は、平成19年から平成24年にかけて減少し、平成26年、平成28年と増加している。平成28年の事業所数は14,167事業所、従業者数は153,927人、年間商品販売額は9,956,011百万円である。

また、事業区域の位置する中央区の平成28年の事業所数は4,126事業所(札幌市全体に占める割合：29.1%)、従業者数は43,496人(札幌市全体に占める割合：28.3%)、年間商品販売額は4,979,870百万円(札幌市全体に占める割合：50.0%)である。

表3.2.2-4 札幌市及び事業区域周辺の事業所数、従業者数等の状況

年	地域	事業所数(事業所)	従業者数(人)	年間商品販売額(百万円)
平成19年	札幌市	16,323	175,025	8,799,871
平成24年	札幌市	12,640	135,544	8,684,107
平成26年	札幌市	12,418	134,792	8,909,752
平成28年	札幌市	14,167	153,927	9,956,011
	中央区	4,126 (29.1%)	43,496 (28.3%)	4,979,870 (50.0%)
	北区	1,613 (11.4%)	17,358 (11.3%)	806,281 (8.1%)
	東区	1,901 (13.4%)	21,866 (14.2%)	1,014,912 (10.2%)

注) ( %)内は、札幌市全体に占める割合を示す。

出典：「札幌市統計書(令和2年版)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

## B. 土地利用の状況

### a. 現況土地利用

#### (ア) 現況土地利用状況

事業区域の位置する札幌市の現況土地利用状況は、「第128回(令和3年)北海道統計書」(北海道)によると、表3.2.2-5に示すとおり、札幌市全体では山林面積の割合が最も大きく57.0%となっているほか、宅地が13.3%と北海道全体平均を大きく上回っている。

事業区域周辺の土地利用現況図は、図3.2.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

事業区域周辺は、大部分が業務施設、集合販売施設、遊技施設及び専用店舗施設などであり、住宅等の住居施設は、創成川を挟んで東側の地域及び札幌駅を挟んで北側の地域に分布している。

表3.2.2-5 地目別土地面積

(単位：km<sup>2</sup>)

	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
北海道	76,321.23 (100.0)	2,399.28 (3.1)	8,988.81 (11.8)	1,232.95 (1.6)	0.02 (0.0)	211.98 (0.3)	38,847.64 (50.9)	1,613.37 (2.1)	4,123.20 (5.4)	1,340.52 (1.8)	17,563.43 (23.0)
札幌市	1,121.26 (100.0)	1.15 (0.1)	37.95 (3.4)	149.52 (13.3)	0.00 (0.0)	0.05 (0.0)	639.34 (57.0)	0.55 (0.0)	49.25 (4.4)	85.26 (7.6)	158.19 (14.1)

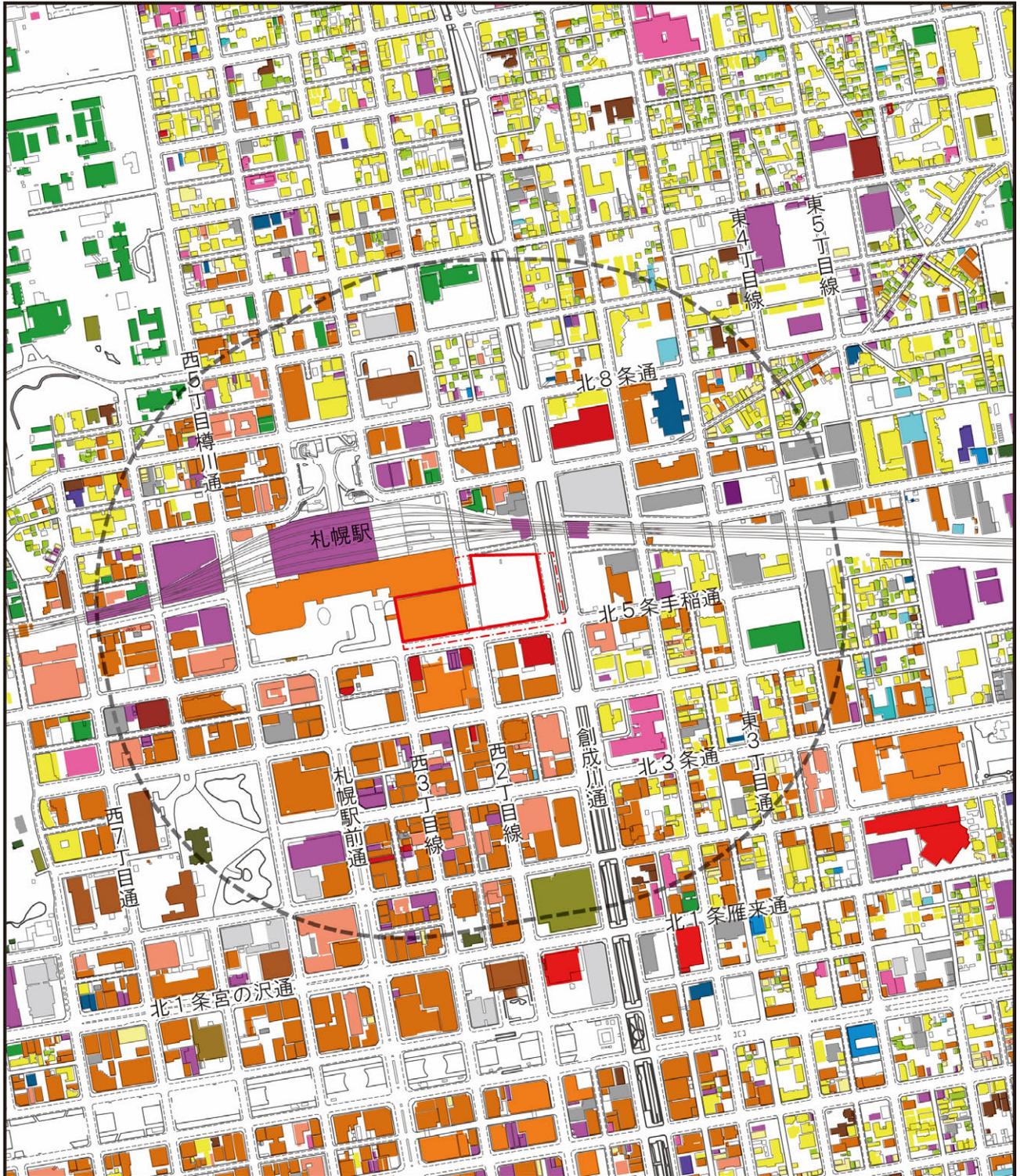
注) ( )内は構成比(%)を示す。

出典:「第128回(令和3年)北海道統計書」(北海道)

#### b. 都市計画法上の用途地域の指定状況

「都市計画法」第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域の指定状況は、図3.2.2-2に示すとおりである。

事業区域及びその周辺は、大部分が商業地域に指定されている。事業区域の西側及び北西側約500m以遠の北海道大学植物園や北海道大学構内周辺には第一種住居地域、事業区域から北東側約500m以遠には近隣商業地域及び第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、事業区域から東側及び南東側約500m以遠には工業地域、準工業地域及び近隣商業地域の用途地域の指定がある。



凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲

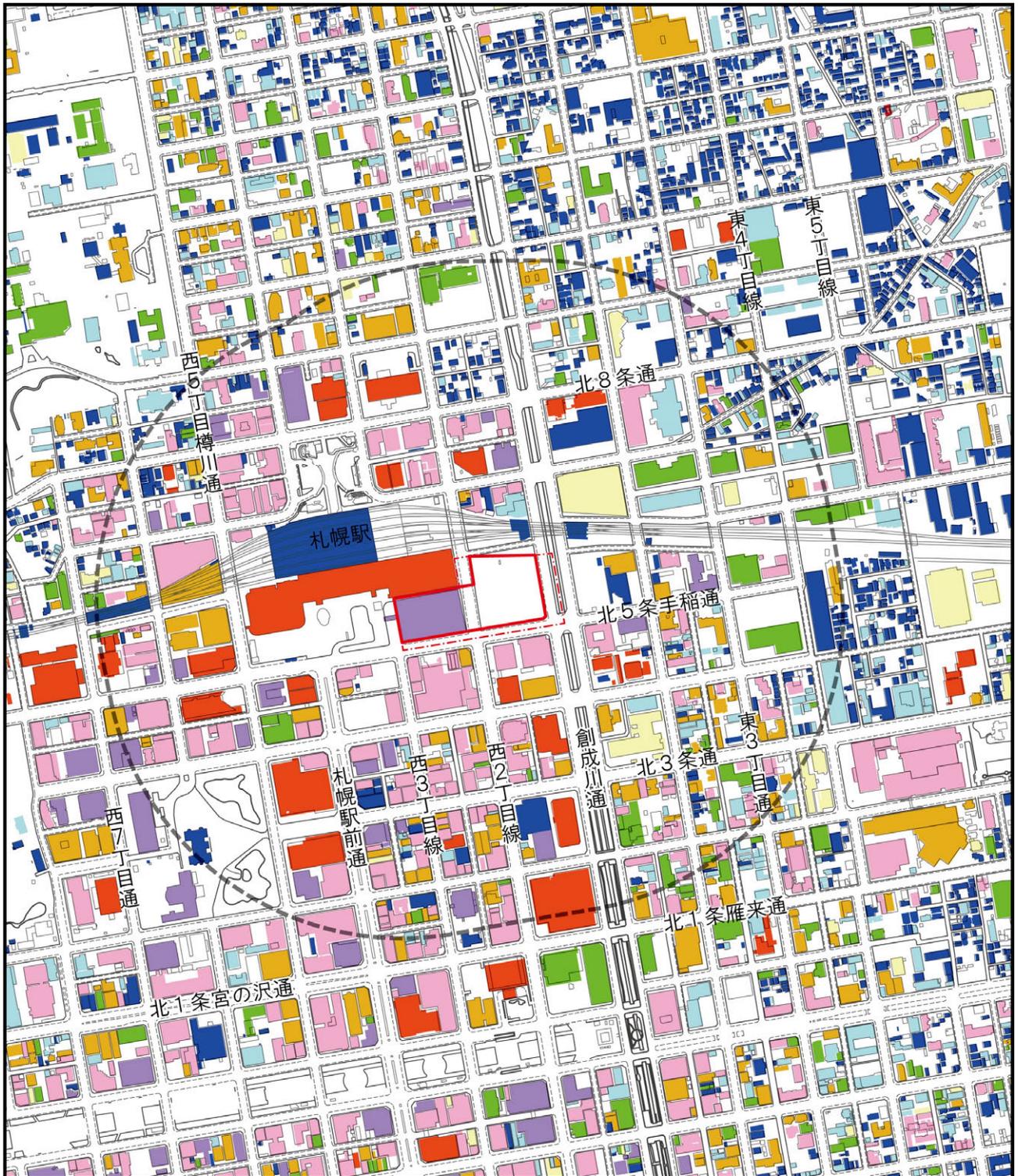
注)下記出典資料をもとに作成  
 出典:「平成30年度札幌市都市計画基礎調査」  
 (札幌市)

【建物用途区分】

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 地方国家施設 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #800080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 専用店舗施設 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 医療施設     |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A0522D; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 自治体施設  | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #9ACD32; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 専用住宅   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #483D8B; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 社会福祉施設   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 業務施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 共同住宅   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #800080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 厚生施設     |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF4500; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 集合販売施設 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 併用住宅   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #6495ED; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 軽工業施設    |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF6347; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 宿泊施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #3CB371; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 教育施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #4682B4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : サービス工業施設 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 興業施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #228B22; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 研究施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #4682B4; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 供給処理施設   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF6347; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 風俗営業施設 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8FBC8F; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 文化施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 運輸倉庫施設   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 遊技施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 宗教施設   | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 通信施設     |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : スポーツ施設 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #6B8E23; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 記念施設   |   |

図3.2.2-1(1) 土地利用現況図(建物用途別)





凡例

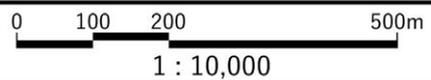
- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲

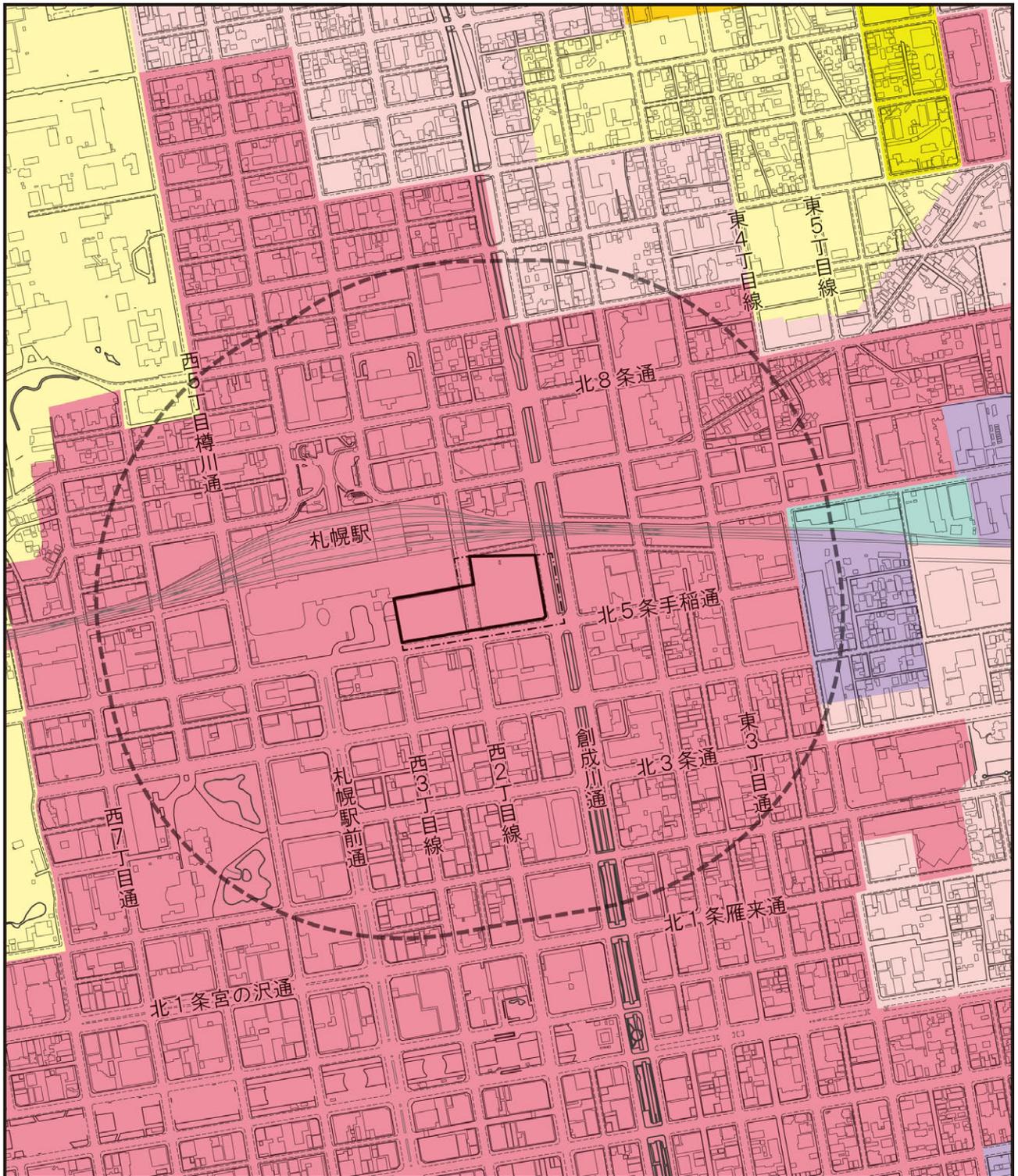
【高さ分類】

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: red; margin-right: 5px;"></span> : 60m超</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: purple; margin-right: 5px;"></span> : 45m超 ~ 60m以下</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: pink; margin-right: 5px;"></span> : 33m超 ~ 45m以下</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; margin-right: 5px;"></span> : 27m超 ~ 33m以下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: yellow; margin-right: 5px;"></span> : 24m超 ~ 27m以下</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: green; margin-right: 5px;"></span> : 18m超 ~ 24m以下</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: cyan; margin-right: 5px;"></span> : 10m超 ~ 18m以下</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: blue; margin-right: 5px;"></span> : 0m超 ~ 10m以下</li> </ul> |
|---|--|

注)下記出典資料をもとに作成  
出典: 「平成30年度札幌市都市計画基礎調査」(札幌市)

図3.2.2-1(2) 土地利用現況図(建物高さ別)



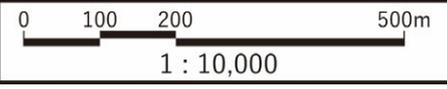


凡例

- |   |                 |   |           |   |          |
|---|-----------------|---|-----------|---|----------|
|  | : 事業区域(予定)      |  | : 第一種住居地域 |  | : 近隣商業地域 |
|  | : 施行区域(予定)      |  | : 第二種住居地域 |  | : 準工業地域  |
|  | : 事業区域から500mの範囲 |  | : 準住居地域   |  | : 工業地域   |
|   |                 |  | : 商業地域    |   |          |

注) 下記出典資料をもとに作成  
 出典: 「札幌市地図情報サービス〔用途地域等〕」(札幌市)

図3.2.2-2 都市計画用途地域図



## C. 河川、湖沼、地下水の利用状況

### a. 水域利用の状況

事業区域周辺には図3.2.1-6に示したとおり、創成川と豊平川がある。

事業区域の東側を流れる創成川は、明治の開拓当初から、運河、産業用水、生活用水として利用されてきた。平成17年度からは、創成川通アンダーパス連続化事業に伴い、地上部を整備することで、平成23年度末には南4条から北1条間に創成川公園が造成され、自然との触れ合いの活動の場として利用されている。

事業区域の南東側を流れる豊平川は、市街部の河川敷が豊平川緑地として整備され、水遊び場等の自然との触れ合いの活動の場として利用されている。

### b. 利水の状況

豊平川の河川水は、ダムによる水力発電、浄水場による上水道用水として利用されているほか、工業用水、かんがい用水などにも利用されている。

また、地下水については、図3.2.1-8に示したとおり、ビルの冷房、雑用水などで使用される建築物用及び製造業などで使用される工業用として利用されている。

## D. 交通の状況

### a. 交通施設の分布

#### (ア) 道路の状況

事業区域周辺の主要な道路網の状況は、図3.2.2-3に示すとおりである。

主要な道路網としては、事業区域の東側に一般国道5号があり、南側に一般国道12号・36号・230号がある。

自動車交通量については、表3.2.2-6及び図3.2.2-3に示す3地点において調査(平成27年度)が行われている。

平成27年度の自動車交通量は、一般国道5号が42,435台/24h、一般国道12号が31,770台/24h、一般国道230号が35,417台/24hであり、平成22年度からの伸び率(24時間交通量)をみると、横ばい傾向にある。

表3.2.2-6 自動車交通量観測結果(平成27年度)

区間	路線名	観測地点名	昼間 12時間 交通量 (台/12h)	24時間 交通量 (台/24h)	昼間12時間 大型車 混入率 (%)	混雑度	伸び率 (H27/H22)
1	一般国道5号 (創成川通)	—	31,668	42,435	5.3	1.29	0.99
2	一般国道12号 (北1条雁来通)	札幌市中央区 北1条西1丁目	24,068	31,770	9.8	1.00	0.99
3	一般国道230号 (北1条宮の沢通)	—	29,514	35,417	8.7	1.72	1.01

出典：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表 箇所別基本表(北海道)」

(国土交通省)

#### (イ) 鉄道の状況

事業区域周辺の鉄道網の状況は、図3.2.2-4に示すとおりである。

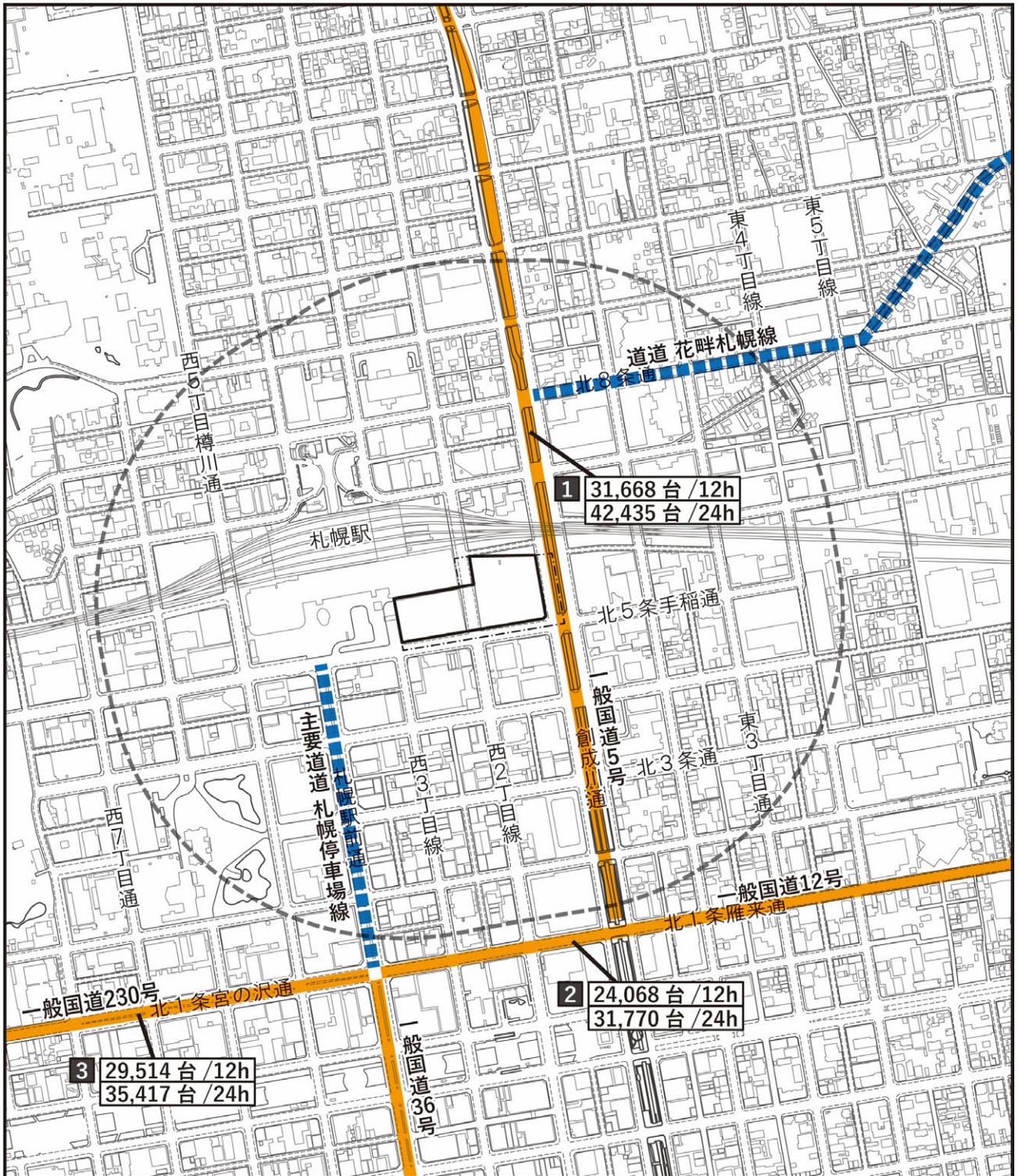
鉄道網としては、JR函館本線、JR千歳線及びJR札幌線(学園都市線)、札幌市営地下鉄の南北線及び東豊線がある。

最寄り駅は、事業区域の北側約300mにあるJR札幌駅、隣接等する札幌市営地下鉄さっぽろ駅である。乗車人員の状況は表3.2.2-7に示すとおりであり、令和元年度のJR札幌駅及び地下鉄さっぽろ駅の乗車人員の合計は185,242人で、各駅とも概ね平成26年度から平成30年度にかけて増加傾向にあるが、令和元年度には減少している駅がみられる。

表3.2.2-7 乗車人員の状況(1日平均)

路線名	駅名	H26	H27	H28	H29	H30	R1
JR(函館本線、千歳線、札幌線(学園都市線))	札幌	93,313	95,288	97,652	99,436	99,593	98,122
札幌市営地下鉄南北線	さっぽろ	54,695	54,409	55,825	57,038	57,410	54,353
	大通	37,248	39,144	41,118	42,161	42,811	42,526
札幌市営地下鉄東豊線	さっぽろ	29,938	30,890	31,750	33,458	34,848	32,767
	大通	15,291	15,486	15,812	15,381	15,525	15,632

出典：「札幌の都市交通データブック2020」(札幌市)



□ : 事業区域(予定)

□ : 施行区域(予定)

□ : 事業区域から500mの範囲

— : 一般国道

■■■■ : 道道

自動車交通量観測結果(平成27年度)

上段 / 12h
下段 / 24h

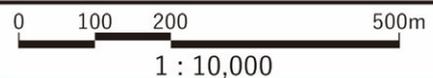
凡例

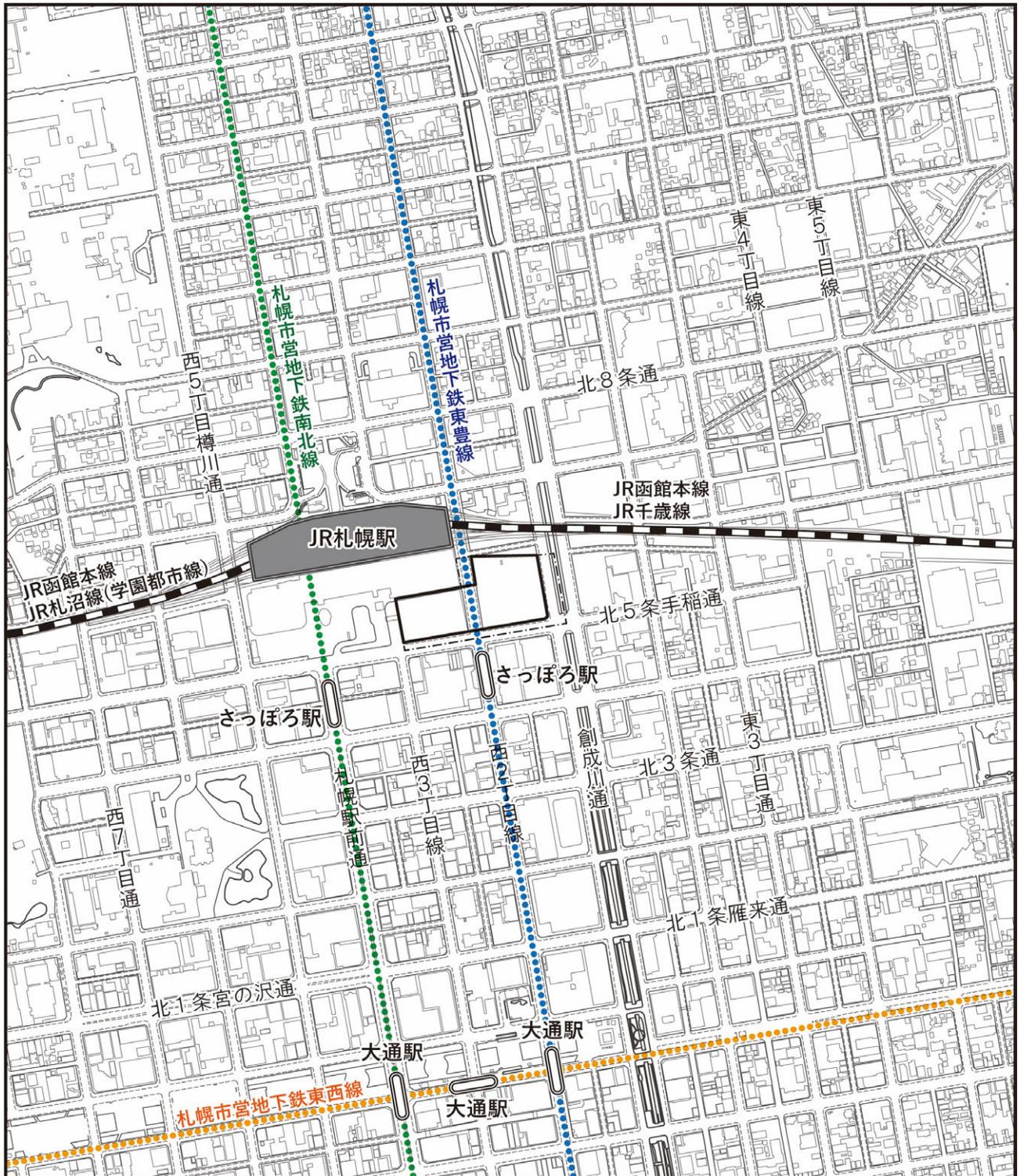
注1) 引出線は観測地点を示すものではなく、区間交通量を示す

注2) 下記出典資料をもとに作成

出典: 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表 箇所別基本表(北海道)」(国土交通省)

図3.2.2-3 道路交通網





凡 例	 : 事業区域(予定)	 : JR函館本線/JR千歳線/JR札沼線(学園都市線)
	 : 施行区域(予定)	 : 札幌市営地下鉄南北線
	 : 駅(JR)	 : 札幌市営地下鉄東豊線
	 : 駅(札幌市営地下鉄)	 : 札幌市営地下鉄東西線
	注) 下記出典資料をもとに作成 出典: 「札幌の都市交通データブック2020」(札幌市)	

図3.2.2-4 鉄道網



## E. 環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況

### a. 環境保全の配慮が必要な施設の分布

事業区域周辺における環境保全の配慮が必要な施設(教育施設、福祉施設、病院、公園・緑地)の分布状況は、表3.2.2-8(1)～(2)及び図3.2.2-5に示すとおりである。

教育施設は、事業区域から500m範囲内に、事業区域の東側約400mに「札幌市立中央中学校(地点a3)」、北側約500mに「札幌市立北九条小学校(地点a2)」がある。

福祉施設は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の北西側約350mに「愛和えるむ保育園(地点b1)」、北西側約400mに「札幌市男女共同参画センター等(地点b15)」、南側約450mに「札幌時計台雲母保育園(地点b2)」、「あんしん住まいサッポロ(地点b10)」がある。

病院は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の南東側約250mに「JR札幌病院(地点c1)」、南南東側約500mに「社会医療法人社団カレスサッポロ 時計台記念病院(地点c2)」がある。

緑地・公園は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の南南東側約450m付近に「創成川公園(地点d1)」がある。また、東北東側約200m付近において、令和3年3月23日に北6東3周辺地区に係る地区計画の変更がなされ、公園が整備されることが決定されたことから、図3.2.2-5に「d10」として記載した。

### b. 住宅の配置

事業区域周辺の住宅の分布は、土地利用現況図(図3.2.2-1(1)～(2)参照)に示したとおりである。

住宅等の住居施設は、事業区域の東南東側約150m付近のほか、東側約200m以遠、北側約250m以遠及び西側約400m以遠に分布する状況にある。

住居施設の形態は、大部分が共同住宅である。

事業区域から約150～450mにかけては、建物高さが比較的高い住宅施設が多く、それ以遠には高さ10m以下の住宅施設が多く見られる。

## F. 下水道の整備の状況

### a. 下水道の整備状況

「札幌市統計書(令和2年版)」(札幌市 令和3年8月閲覧)によると、令和元年度の札幌市の下水道処理人口普及率は99.8%、事業区域の位置する中央区の下水道処理人口普及率は99.9%である。

事業区域は新川処理区に位置し、合流式下水道が整備されており、下水は新川水再生プラザ(下水処理場)で処理されている。

表3.2.2-8(1) 環境保全の配慮が必要な施設

区分	地点	施設名等	事業区域からの方位・距離
教育施設	幼稚園	a1 天使幼稚園	事業区域 北北東側 約800m
	小学校	a2 札幌市立北九条小学校	事業区域 北側 約500m
	中学校	a3 札幌市立中央中学校	事業区域 東側 約400m
	大学	a4 北海道大学	事業区域 北西側 約600m
福祉施設	保育園	b1 愛和えるむ保育園	事業区域 北西側 約350m
		b2 札幌時計台雲母保育園	事業区域 南側 約450m
		b3 ニチイキッズさっぽろ保育園	事業区域 北北西側 約550m
		b4 札幌はこぶね保育園	事業区域 西北西側 約600m
		b5 たかさごナーサリースクール大通公園	事業区域 南東側 約750m
		b6 札幌市大通保育園	事業区域 南東側 約800m
		b7 子どもの園保育園	事業区域 北西側 約850m
		b8 アートチャイルドケア北大前	事業区域 北北西側 約900m
		b9 札幌市東区保育・子育て支援センター	事業区域 北東側 約1,000m
	老人福祉施設	b10 あんしん住まいサッポロ	事業区域 南側 約450m
		b11 ココロホーム北11条	事業区域 北北西側 約850m
		b12 カレスプレミアムガーデン	事業区域 北北東側 約900m
		b13 グループホーム ハートの家	事業区域 北北東側 約800m
		b14 ノアガーデングランテラス	事業区域 東北東側 約800m
	市民センター	b15 札幌市男女共同参画センター 札幌市消費者センター 札幌市環境プラザ 札幌市市民活動サポートセンター	事業区域 北西側 約400m
	区民センター	b16 札幌市東健康づくりセンター	事業区域 北東側 約1,000m
		b17 札幌市東区民センター	事業区域 北東側 約1,100m
	地域活動支援センター	b18 凡	事業区域 西南西側 約700m
		b19 地域活動支援センターサンライズ	事業区域 北北東側 約650m
		b20 地域活動支援センターひまわり	事業区域 南東側 約800m
		b21 地域活動支援センター PCNET	事業区域 南南東側 約800m
		b22 地域活動支援センターエポック	事業区域 北側 約900m
病院	c1 JR札幌病院	事業区域 南東側 約250m	
	c2 社会医療法人社団カレスサッポロ 時計台記念病院	事業区域 南南東側 約500m	
	c3 国家公務員共済組合連合会 斗南病院	事業区域 西南西側 約550m	
	c4 社会医療法人朋仁会 整形外科 北新病院	事業区域 北東側 約600m	
	c5 医療法人社団 太黒胃腸内科病院	事業区域 北北西側 約750m	
	c6 社会医療法人母恋 天使病院	事業区域 北北東側 約950m	
	c7 医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	事業区域 北北西側 約1,050m	

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

出典: 「令和2年度 北海道学校一覧」(北海道 令和3年8月閲覧)

「社会福祉施設等一覧(東区)(北区)(中央区)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

「さっぽろ子育て情報サイト 保育施設一覧」(札幌市子ども未来局 令和3年8月閲覧)

「札幌市地域包括ケアマップ」(札幌市 令和3年8月閲覧)

「令和3年度地域活動支援センター(一般型)一覧(令和3年4月1日現在)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

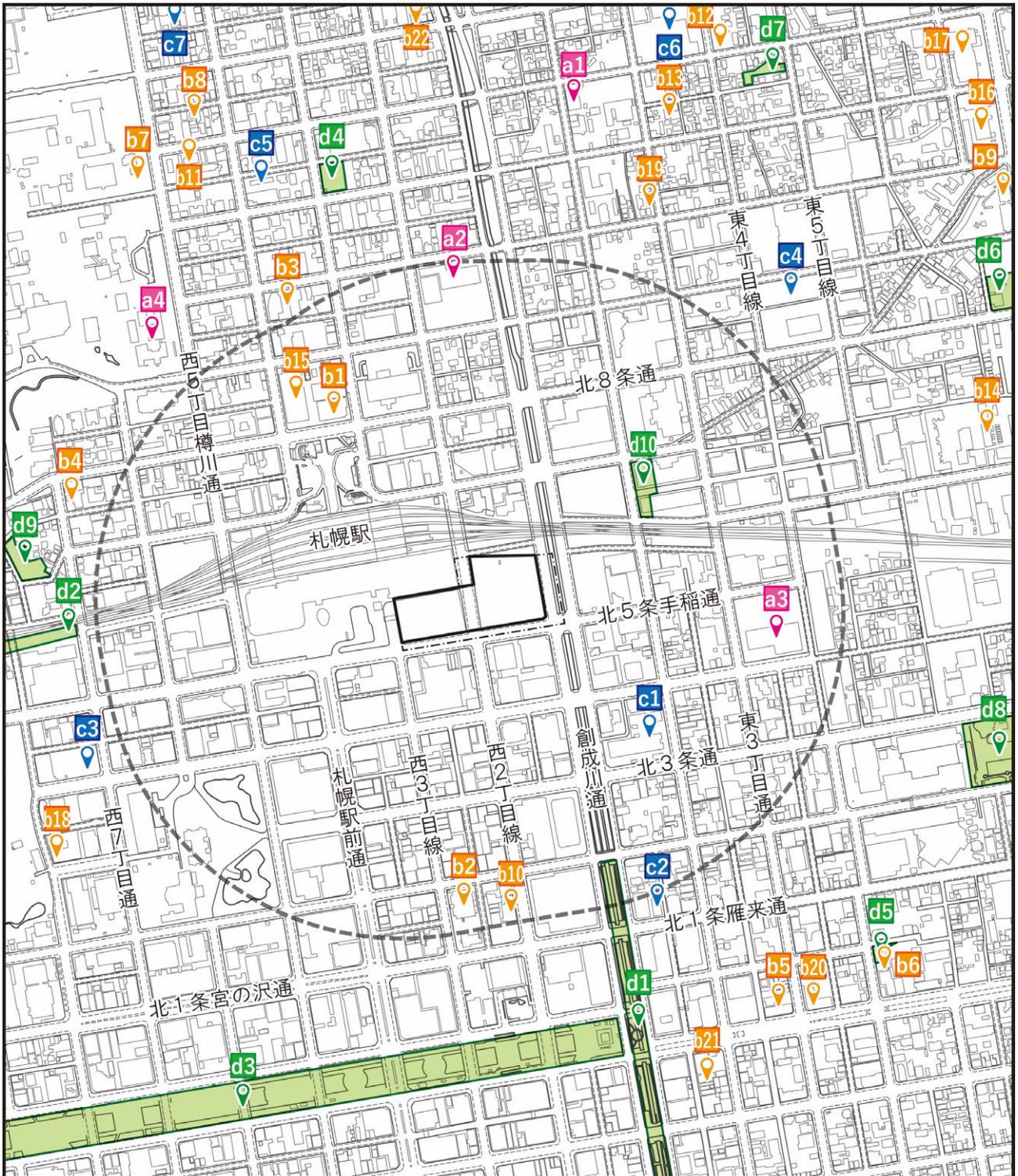
「医療機関情報マップ」(札幌市医師会 令和3年8月閲覧)

表3.2.2-8(2) 環境保全の配慮が必要な施設

種 類	地点	名 称	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
特殊公園	d1	創成川公園	18,245	大通西1丁目 北1条西1丁目 南1条～4条西1丁目
	d2	北6条エルの里公園	2,757	北6条西8丁目
	d3	大通公園	78,901	大通西1～12丁目
街区公園	d4	さつき公園	2,677	北11条西2丁目
	d5	あそぶべ公園	738	大通東4丁目
	d6	新生公園	6,968	北8条東7丁目
	d7	北11条ことぶき公園	1,696	北11条東4丁目
近隣公園	d8	永山記念公園	12,496	北2条東6丁目
都市緑地	d9	偕楽園緑地	2,797	北区北6・7条西7丁目

注) 事業区域から東北東側約200m付近において、令和3年3月23日に北6東3周辺地区に係る地区計画の変更がなされ、公園が整備されることが決定されたことから、図3.2.2-5に「d10」として記載した。

出典：「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

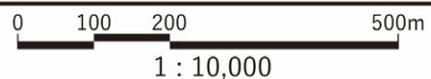


- |   |                 |   |                       |
|---|-----------------|---|-----------------------|
|  | : 事業区域(予定)      |  | : 教育施設 (地点 a1 ~ a4)   |
|  | : 施行区域(予定)      |  | : 福祉施設 (地点 b1 ~ b22)  |
|  | : 事業区域から500mの範囲 |  | : 病院 (地点 c1 ~ c7)     |
|   |                 |  | : 公園・緑地 (地点 d1 ~ d10) |

注) 下記出典資料をもとに作成  
 出典: 「令和2年度 北海道学校一覧」(北海道)  
 「さっぽろ子育て情報サイト 保育施設一覧」(札幌市子ども未来局)  
 「札幌市地域包括ケアマップ」(札幌市)  
 「令和3年度地域活動支援センター(一般型)一覧(令和3年4月1日現在)」(札幌市)  
 「医療機関情報マップ」(札幌市医師会)  
 「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)」(札幌市)

凡例

図3.2.2-5 環境保全の配慮が必要な施設の分布



## (2) 環境関係法令に係る項目

### A. 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況

#### a. 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準は、表3.2.2-9に示すとおりである。

表3.2.2-9 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2)浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

注6)ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注7)微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告25)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告38)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告4)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環告68)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告33)

## b.騒音に係る環境基準及び類型指定

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準は、表3.2.2-10に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、C類型及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値が適用される。

表3.2.2-10 騒音に係る環境基準

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

### 備考

- ・Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。  
この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70dB以下	65dB以下

備考  
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- ・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表す。
- ・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。  
(1) 2車線以下の車線を有する道路 15m  
(2) 2車線を越える車線を有する道路 20m

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告64)

「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

### c. 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定

#### (ア) 河川

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた河川の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2.2-11(1)～(3)に示すとおりである。

事業区域周辺では、創成川(北16条橋から上流)、豊平川中流(白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで)ともに、生活環境の保全に関する環境基準(河川)のB類型に指定されている。

なお、札幌市内において、水生生物の保全に関する環境基準に係る水域類型が指定されている地点はない。

表3.2.2-11(1) 河川の水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準等)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日 環告59)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環告68)

表3.2.2-11(2) 河川の水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準(河川))

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1)基準値は、日間平均値とする。

注2)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表3.2.2-11(3) 河川の水質汚濁に係る環境基準  
(水生生物の保全に関する環境基準(水域類型及び基準値))

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注1)基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

注2)札幌市内において、水生生物の保全に関する環境基準に係る水域類型が指定されている地点はない。

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

#### (4) 地下水

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2.2-12に示すとおりである。

表3.2.2-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環告10号)

#### d. 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2.2-13に示すとおりである。

表3.2.2-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下*

備考: カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

※: 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典: 「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日 環告46)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環告68)

## B. 公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準

### a. 大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

事業区域周辺には、「大気汚染防止法」第5条の2第1項に規定する総量規制基準の指定地域はない。

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんを排出するばい煙発生施設は、「大気汚染防止法」、「北海道公害防止条例」及び「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、規制が行われている。

硫黄酸化物については、表3.2.2-14(1)～(2)に示すとおり、硫黄酸化物の排出基準と硫黄分に係る燃料規制基準により規制されており、札幌市内の地域ごとに硫黄酸化物排出量算定のための係数(K値)、使用燃料の硫黄含有率が定められている。なお、事業区域は、A地域に該当する。

窒素酸化物及びばいじんについては、表3.2.2-14(3)～(4)に示すとおり、ばい煙発生施設の種類(ボイラー、ガス機関等)に応じて規制基準値(排出濃度)が定められている。

**表3.2.2-14(1) 硫黄酸化物の排出基準**

次の式により算出した硫黄酸化物の量 $q$ [ $\text{m}^3/\text{h}$ ] ( $0^\circ\text{C}$ 、 $1\text{ atm}$ ※の状態)
$q = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$
(注) K：事業区域では4.0
He：有効煙突高さ[m] ※1 atm：標準大気圧(1013.25ヘクトパスカル)

出典：「札幌市の環境 -大気・水質・騒音等データ集- (令和元年度測定結果)」(令和3年2月 札幌市)

**表3.2.2-14(2) 硫黄分に係る燃料規制基準**

対象施設	規制期間	硫黄含有率
A地域に設置されている法対象施設	10月1日から翌年3月31日まで	0.5%以下
	4月1日から9月30日まで	0.8%以下
A地域に設置されている条例対象施設	通年	0.8%以下
A地域以外の札幌市域内に設置されている法・条例対象施設		

出典：「札幌市の環境 -大気・水質・騒音等データ集- (令和元年度測定結果)」(令和3年2月 札幌市)

**表3.2.2-14(3) 窒素酸化物の規制基準(抜粋)**

ばい煙発生施設の種類	規模最大排出ガス量[ $\text{万m}^3\text{N/h}$ ]	On[%]	規制基準値 [ppm]
ガス専焼ボイラー	4～10	5	100
	1～4	5	130
	1未満	5	150
ガス機関	—	0	600

出典：「札幌市の環境 -大気・水質・騒音等データ集- (令和元年度測定結果)」(令和3年2月 札幌市)

**表3.2.2-14(4) ばいじんの規制基準(抜粋)**

ばい煙発生施設	区分	排出ガス量[ $\text{万m}^3\text{N/h}$ ]	規制基準値[ $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ]	On[%]
ボイラー	ガス専焼	4以上	0.05	5
		4未満	0.10	5
ガス機関	—	—	0.05	0

出典：「札幌市の環境 -大気・水質・騒音等データ集- (令和元年度測定結果)」(令和3年2月 札幌市)

## b.騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

### (ア) 特定工場等の規制基準

「騒音規制法」第4条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、表3.2.2-15に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、第3種区域の規制基準が適用される。

表3.2.2-15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種区域	45dB以下	40dB以下	40dB以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第2種区域	55dB以下	45dB以下	40dB以下	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第3種区域	65dB以下	55dB以下	50dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70dB以下	65dB以下	60dB以下	工業地域

注1)時間の区分 昼間：8時～19時、朝：6時～8時、夕：19時～22時、夜間：22時～6時

注2)規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

### (イ) 特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」第14条第1項に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表3.2.2-16に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、2号区域の規制基準が適用される。

表3.2.2-16 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85dB以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

注1)規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用

注2)1号区域： 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

2号区域： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3)工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

(ウ) 自動車交通騒音の要請限度

「騒音規制法」第16条第1項に規定する自動車交通騒音に係る要請限度は、表3.2.2-17に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、c区域の要請限度が適用される。

表3.2.2-17 自動車交通騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル)

区域	道路区分	時間の区分		地域の区分
		昼間	夜間	
a区域	1車線	65dB以下	55dB以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	2車線以上	70dB以下	65dB以下	
b区域	1車線	65dB以下	55dB以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	2車線以上	75dB以下	70dB以下	
c区域	車線を有する	75dB以下	70dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
幹線交通を担う道路に近接する区域		75dB以下	70dB以下	

注) 時間の区分 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

c. 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

(ア) 特定工場等の規制基準

「振動規制法」第4条第1項に規定する特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、表3.2.2-18に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、第2種区域の規制基準が適用される。

表3.2.2-18 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼間	夜間	
第1種区域	60dB以下	55dB以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第2種区域	65dB以下	60dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注1) 時間の区分 昼間：8時～19時 夜間：19時～8時

注2) 規制基準は、特定工場等の敷地境界に対して適用

注3) 学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50mの区域では、それぞれ規制値から5dBを減じた値を適用

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

(イ) 特定建設作業の規制基準

「振動規制法」第15条第1項に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表3.2.2-19に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、2号区域の規制基準が適用される。

表3.2.2-19 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75dB以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

注1)規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用

注2)1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3)工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

(ウ) 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」第16条第1項に規定する道路交通振動に係る要請限度は、表3.2.2-20に示すとおりである。

事業区域周辺は商業地域であることから、第2種区域の要請限度が適用される。

表3.2.2-20 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼間	夜間	
第1種区域	65dB以下	60dB以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第2種区域	70dB以下	65dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) 時間の区分 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

出典：「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

#### d.水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等

##### (ア) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)

水質汚濁防止法では、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある排出水を排出する特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)に対し、公共用水域への排出水の水質について全国一律の排水基準が定められている。

水質汚濁防止法の一律排水基準は、カドミウム及びその化合物、シアン化合物などの有害物質については、すべての特定事業場に適用され、生物化学的酸素要求量などの生活環境項目については、1日の排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。

「水質汚濁防止法」第3条第1項に規定する排水基準(一律排水基準)は、表3.2.2-21(1)～(2)に示すとおりである。

なお、事業区域周辺には、「水質汚濁防止法」第4条の2第1項※に規定する指定水域及び指定地域はない。

---

※：第4条の2 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。)であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「水質環境基準」という。)の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という。)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という。)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。)について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」という。)を定めるものとする。

表3.2.2-21(1) 有害物質に係る排水基準(一律排水基準)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典:「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

表3.2.2-21(2) 生活環境項目に係る排水基準(一律排水基準)

項目	許容限度	
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均120 mg/L)	
浮遊物質(SS)	200 mg/L(日間平均150 mg/L)	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類	5 mg/L	
銅含有量	3 mg/L	
亜鉛含有量	2 mg/L	
溶解性鉄含有量	10 mg/L	
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
クロム含有量	2 mg/L	
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm <sup>3</sup>	

出典:「令和2年度版 札幌市環境白書」(札幌市)

#### (4) 北海道条例に基づく排水基準(上乗せ排水基準)

上乗せ排水基準は、環境大臣(国)が設定した一律の排水基準では水質汚濁防止上、十分でないと思われる区域について都道府県が条例で、よりきびしい排水基準を上乗せするものであり、上乗せ排水基準が適用される区域の特定事業場には、定められる項目について、一律排水基準ではなく、上乗せ排水基準が適用される。

事業区域周辺に位置する創成川及び豊平川が含まれる石狩川水系全域には、「水質汚濁防止法」第3条第3項の規定により、表3.2.2-22(1)～(2)に示す北海道による上乗せ排水基準が定められている。

表3.2.2-22(1) 有害物質に係る排水基準(上乗せ排水基準)

適用区域	対象事業	許容限度(mg/L)					
		カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
石狩川水域	特定金属鉱業	—	0.6	—	—	—	—

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き(令和元年12月)」(北海道)

表3.2.2-22(2) 生活環境項目に係る排水基準(上乘せ排水基準)

適用区域	項目 対象業種	BOD(mg/L)		SS(mg/L)	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
石狩川 水域	肉製品製造業	80	60	70	50
	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80	60	70	50
	紙製造業			150	110
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。)	150	110	120	100
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。)			120	100
	化学肥料製造業			70	50
	ガス供給業	80	60	70	50
	と畜業(活性汚泥法により排出水を処理するものに限る。)			70	50
	し尿処理施設(S46.9.23以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70
	し尿処理施設(S46.9.24以後に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70
	し尿浄化槽(S46.9.23以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が501人以上のものに限る。)	120	90		
	し尿浄化槽(S46.9.24からS47.9.30までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80	60		
	し尿浄化槽(S47.10.1以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	90	70
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		20		70
下水道終末処理施設(高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		60		120	
石狩川水 域(札幌 市の区域 に限る。)	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	160	120	200	150
	洗たく業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	260	200	200	150
	皮革製造業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,300	1,800	2,000	1,500

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 業種又は施設の欄の( )内の「○○m<sup>3</sup>/日以上」、「○○m<sup>3</sup>/日以上○○m<sup>3</sup>/日未満」、「○○m<sup>3</sup>/未満」は、上乘せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を示す。

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き(令和元年12月)」(北海道)

**e. その他関係法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等**

**(ア) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況**

公害防止計画は、「環境基本法」第17条に基づき、公害の著しい地域について、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県知事が策定する地域計画である。

札幌市においては、現在、公害防止計画は策定されていない。

**(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく特定地域**

事業区域周辺には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域はない。

**(ロ) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道整備道路**

事業区域周辺には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はない。

**(ハ) 悪臭防止法に基づく指定地域の状況**

「悪臭防止法」第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準は、表3.2.2-23に示すとおりである。

**表3.2.2-23 「悪臭防止法」に基づく規制地域及び規制基準**

規制地域	都市計画法に基づく都市計画区域全域 (567.89平方km)	
規制基準	1号規制(敷地境界)	臭気指数：10
	2号規制(気体排出口)	前号(1号規制)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数(平成11年9月13日から) ※第1号規制基準を基に、事業場ごとの気体排出口の高さ等により、基準が定まる。
	3号規制(排出水)	臭気指数：26(平成13年4月1日から)

出典：「札幌市における悪臭規制基準」(札幌市 令和3年8月閲覧)

**(ニ) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域**

札幌市には、「湖沼水質保全特別措置法」第3条第1項の規定により指定された指定湖沼及び同条第2項の規定により指定された指定地域はない。

(カ) 下水道法に基づく排水基準

工場や事業場からの排水は、「下水道法」及び「札幌市下水道条例」によって規制されている。

下水道の排水基準は、表3.2.2-24に示すとおりである。

表3.2.2-24 下水道の排水基準

健康項目(有害物質)				生活環境項目など	
物質	基準	物質	基準	物質	基準
カドミウム	0.03mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	フェノール類	5 mg/L以下
シアン	1 mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	銅	3 mg/L以下
有機リン	1 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	亜鉛	2 mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	鉄(溶解性)	10mg/L以下
六価クロム	0.5mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	マンガン(溶解性)	10mg/L以下
ひ素	0.1mg/L以下	チウラム	0.06mg/L以下	総クロム	2 mg/L以下
総水銀	0.005 mg/L以下	シマジン	0.03mg/L以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	浮遊物質(SS)	600mg/L未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	ベンゼン	0.1mg/L以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	セレン	0.1mg/L以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	10mg/L以下	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	ふっ素	8 mg/L以下	よう素消費量	220mg/L未満
四塩化炭素	0.02mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	温度	45°C未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	ダイオキシン類	10pg/L以下	-	-

出典：「下水道を使用する工場・事業場の皆様へ 事業場排水の水質規制」(札幌市 令和3年8月閲覧)

(キ) 土壤汚染対策法に基づく指定区域の状況

「土壤汚染対策法」第6条第1項に基づく札幌市内の要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況は、「第3章 3.2 3.2.1 (1) D. a. (ア)土壤汚染の状況 表3.2.1-16(1)~(2)」に示したとおりである。

令和3年7月9日現在、札幌市内では要措置区域5地点、形質変更時要届出区域27地点が指定されているが、事業区域においては指定されていない。

(ク) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく指定地域の状況

札幌市には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」第3条第1項に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定はない。

## **C. 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況**

### **a. 自然公園法に基づく自然公園**

事業区域周辺には、「自然公園法」第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園、第72条の規定により指定された道立自然公園の区域はない。

### **b. 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域**

事業区域周辺には、「自然環境保全法」第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、及び「北海道自然環境等保全条例」第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域はない。

### **c. 都市緑地法に基づく緑地保全地区**

事業区域周辺には、「都市緑地法」第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域、第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区、第34条第1項の規定により指定された緑化地域はない。

### **d. 森林法に基づく保安林**

事業区域周辺には、「森林法」第25条の規定により指定された保安林はない。

### **e. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区**

事業区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区はない。

### **f. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区**

事業区域周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区、第29条第1項の規定により指定された特別保護地区はない。

### **g. 北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区**

事業区域周辺には、「北海道生物の多様性の保全に関する条例」第65条第1項の規定により指定された生息地等保護区はない。

## h. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

### (ア) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産

事業区域周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産はない。

### (イ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地

事業区域周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」第2条1の規定により指定された湿地はない。

## D. 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

### a. 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

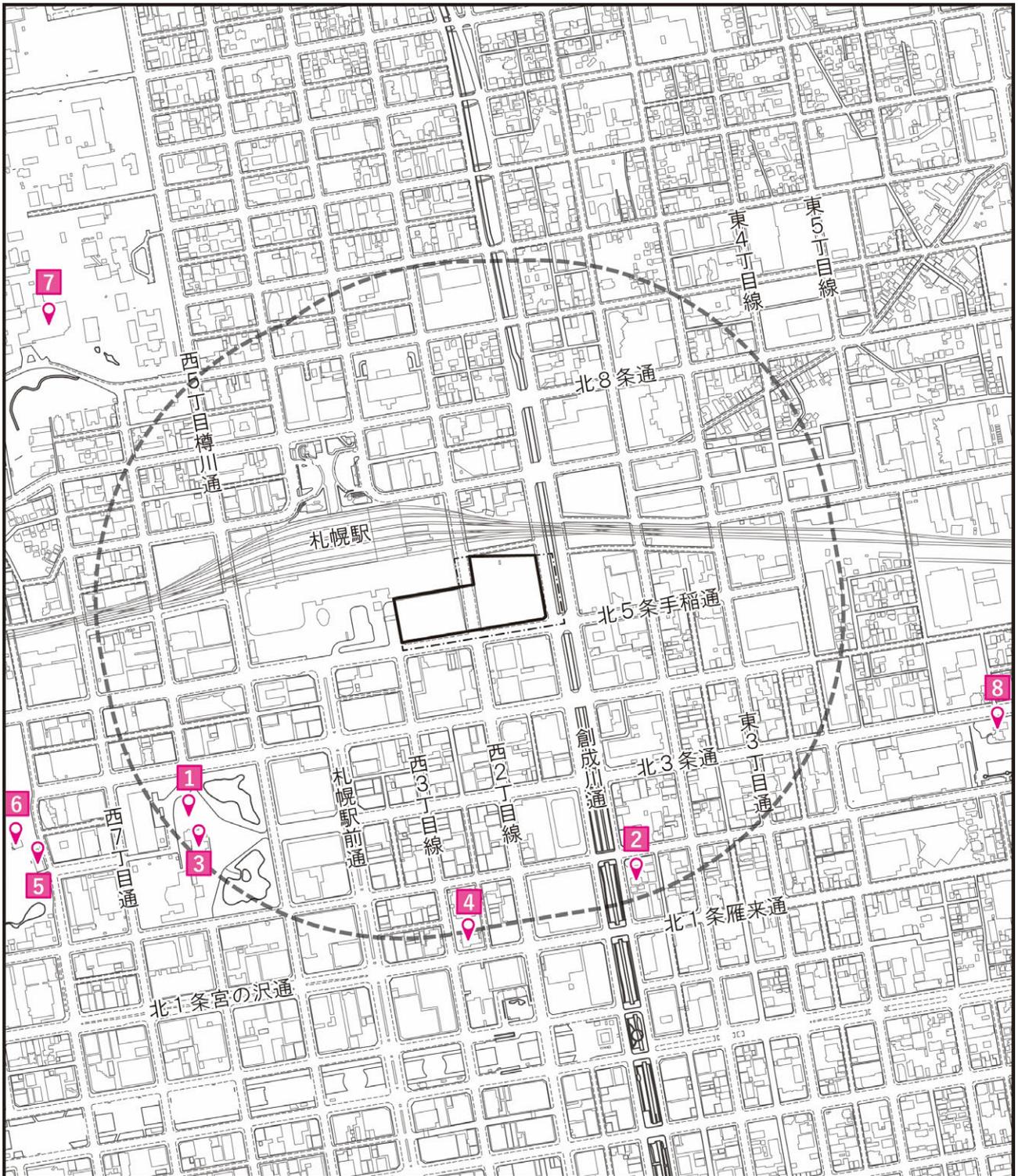
事業区域周辺における「文化財保護法」第57条第1項の規定により指定された登録有形文化財、第109条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)及び天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。),「北海道文化財保護条例」、「札幌市文化財保護条例」により指定された有形文化財の分布状況は、表3.2.2-25及び図3.2.2-6に示すとおりである。

表3.2.2-25 文化財保護法等に基づく文化財の指定状況

地点	名称	指定区分	事業区域からの方位・距離
1	開拓使札幌本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎	国指定史跡	事業区域 南西側 約450m
2	日本キリスト教団札幌教会(旧札幌美以教会堂)	国登録有形文化財	事業区域 南南東側 約450m
3	北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)	国指定重要文化財	事業区域 南西側 約500m
4	旧札幌農学校演武場(時計台)	国指定重要文化財	事業区域 南側 約500m
5	アイヌのまるきぶね	国指定重要有形民俗文化財	事業区域 西南西側 約700m
6	北海道大学附属植物園庁舎(旧札幌農学校動植物学教室)※現 宮部金吾記念館	国登録有形文化財	事業区域 西南西側 約750m
7	カラフトナヨロ惣乙名文書(ヤエンコロアイヌ文書)	国指定重要文化財	事業区域 北西側 約750m
	新琴似村屯田兵村記録	道指定有形文化財	
8	旧永山武四郎邸	道指定有形文化財	事業区域 東南東側 約800m
	旧三菱鋳業寮	国登録有形文化財	

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

出典:「札幌の文化財(令和3年3月1日現在)」(札幌市 令和3年8月閲覧)



凡 例	 : 事業区域(予定)
	 : 施行区域(予定)
	 : 事業区域から500mの範囲
	 : 指定文化財(地点1～8)

注) 下記出典資料をもとに作成  
出典: 「札幌の文化財(令和3年3月1日現在)」(札幌市)

図3.2.2-6 文化財の指定状況位置図



## b. 都市計画法に基づく風致地区

事業区域周辺における「都市計画法」第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区は、表3.2.2-26及び図3.2.2-7に示すとおりである。

事業区域の南側には、「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」が指定されている。

表3.2.2-26 風致地区の指定状況

地点	名称	面積(ha)	決定告示	変更告示	所在地
A	大通風致地区	34.8	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区大通西13丁目～大通東6丁目、南1条東1～7丁目
B	創成川上風致地区	12.4	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区南6条西1丁目・東1丁目～北2条西1丁目・東1丁目

出典：「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

## c. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

### (ア) 景観法等に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木

#### 1) 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木

事業区域周辺には、「景観法」第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木はない。

#### 2) 札幌市景観条例に基づく札幌景観資産及び景観計画重点区域

事業区域周辺における「札幌市景観条例」第36条の規定により指定された札幌景観資産は、表3.2.2-27及び図3.2.2-8に示すとおりである。

また、「札幌市景観条例」第12条第3項の規定により指定された景観計画重点区域は、表3.2.2-28及び図3.2.2-8に示すとおりである。

表3.2.2-27 札幌市景観条例に基づく札幌景観資産の指定状況

地点	名称	構造等	事業区域からの方位・距離
A	日本基督教団札幌教会礼拝堂	木骨石造	事業区域 南南東側 約450m
B	北海湯	れんが造	事業区域 北東側 約450m
C	高城商店	木造、石造(倉庫)	事業区域 北東側 約500m
D	岩佐ビル	鉄筋コンクリート造	事業区域 東南東側 約600m
E	旧市民会館前の ハルニレ	種類：ハルニレ 樹高：19m 幹周：3.82m	事業区域 南南東側 約650m

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

出典：「景観重要建造物等」(札幌市 令和3年8月閲覧)

表3.2.2-28 札幌市景観条例に基づく景観計画重点区域の指定状況

名称	施行時期
大通地区	昭和63(1988)年4月1日施行
札幌駅前通北街区地区	平成4(1992)年8月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅南口地区	平成15年(2003)年4月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅北口地区	平成16(2004)年6月1日施行

出典：「景観計画重点区域での届出」(札幌市 令和3年8月閲覧)

(4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹等、  
並びに北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区及び記念保護樹木

事業区域周辺における「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、表3.2.2-29及び図3.2.2-8に示すとおりである。なお、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」第24条第1項の規定により指定された保存樹等はない。

また、「北海道自然環境等保全条例」第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区は、表3.2.2-30及び図3.2.2-8に示すとおりである。なお、第28条第1項の規定により指定された記念保護樹木はない。

表3.2.2-29 保存樹等の指定状況

(令和2年3月31日現在)

地点	所在地	保存樹又は保存樹林別	樹種	本数又は面積	指定年月日
1	東区北12条東1丁目 諏訪神社境内	独立樹	ヤチダモ ハルニレ	6本 1本	昭和43.8.5

出典：「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)保存樹等指定一覧表」(札幌市 令和3年8月閲覧)

表3.2.2-30 環境緑地保護地区の指定状況

(令和元年9月25日現在)

名称	種類	所在地	面積(ha)	特徴	指定年月日
道庁本庁舎 前庭	環境緑地	中央区北2条西5丁目1の一部他	2.26	イチイ、アカマツ、ハルニレ等の樹林地、野鳥	昭和47.3.25

出典：「自然環境保護地域等 自然環境保全地域等の現況」(北海道 令和3年8月閲覧)

E. 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

a. 砂防法に基づく砂防指定地

事業区域周辺には、「砂防法」第2条の規定により指定された砂防指定地はない。

b. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業区域周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域はない。

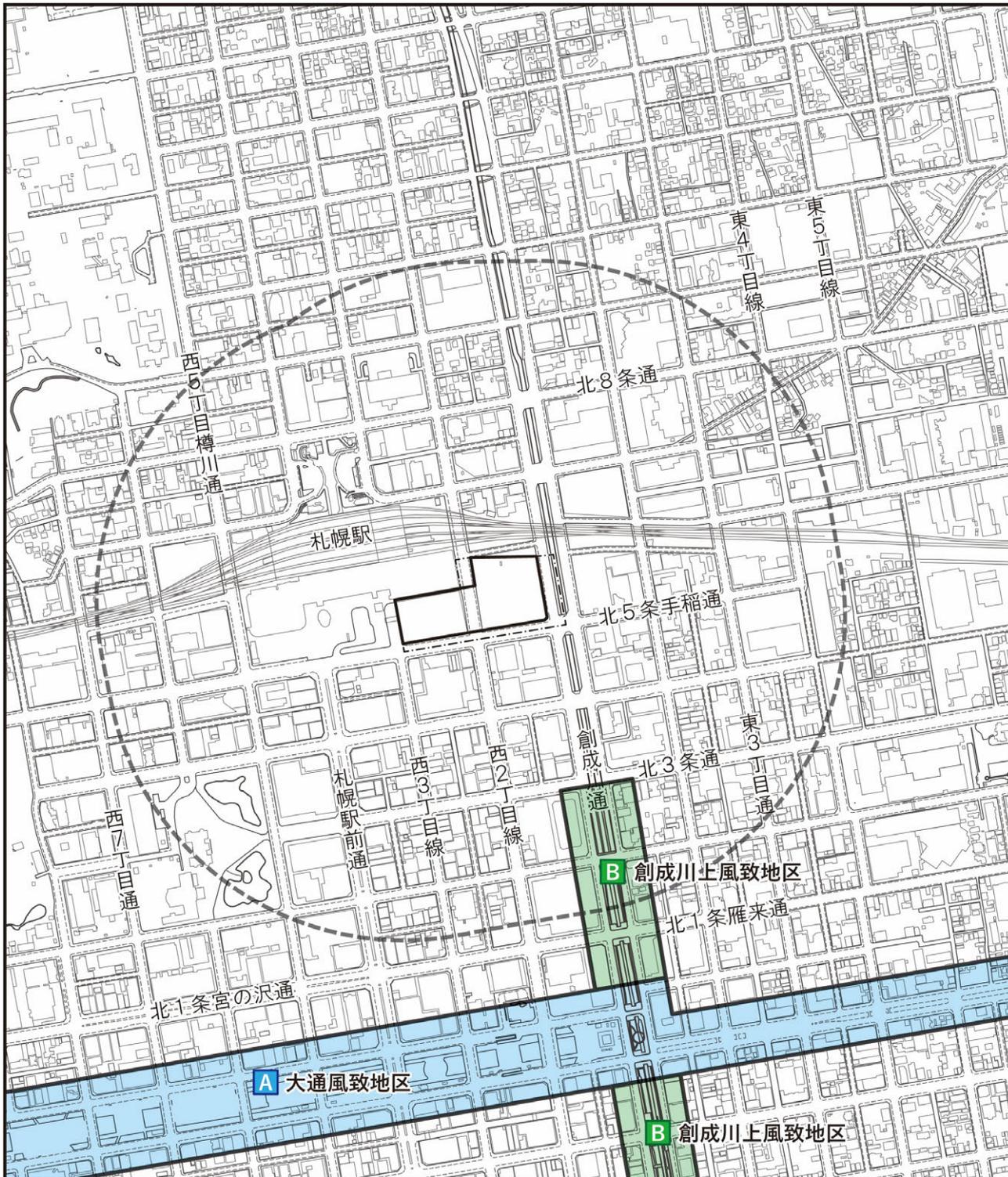
c. 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業区域周辺には、「地すべり等防止法」第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域はない。

d. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

(ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく  
土砂災害警戒区域

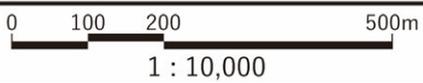
事業区域周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域はない。

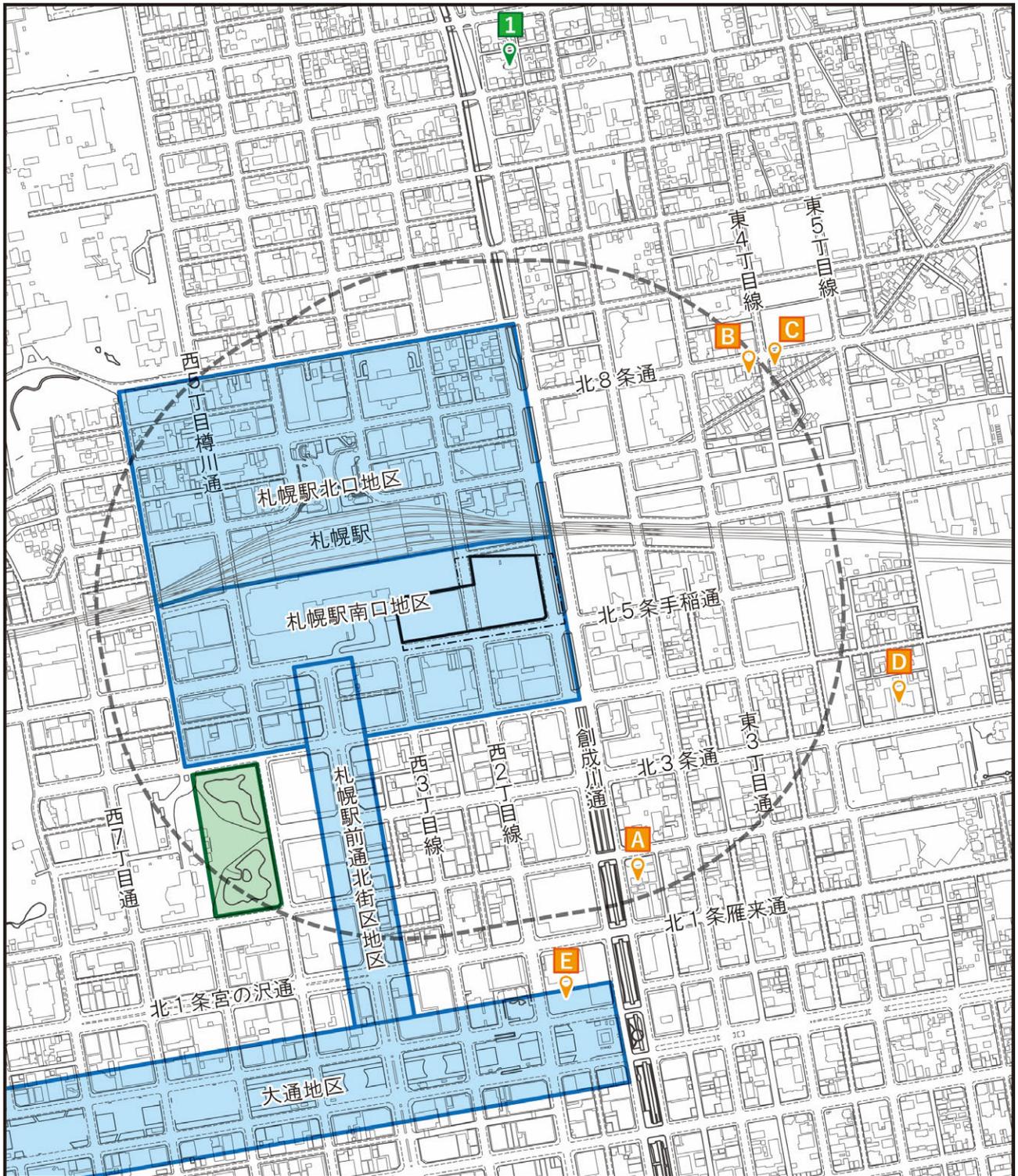


凡 例	: 事業区域(予定)
	: 施行区域(予定)
	: 事業区域から500mの範囲
	: 大通風致地区
	: 創成川上風致地区

注) 下記出典資料をもとに作成  
出典: 「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市)

図3.2.2-7 風致地区の指定状況位置図





凡 例	: 事業区域(予定)	: 札幌景観資産(地点A~E)
	: 施行区域(予定)	: 景観計画重点区域
	: 事業区域から500mの範囲	: 保存樹・保存樹林(地点1)
		: 環境緑地保護地区

注) 下記出典資料をもとに作成  
 出典: 「景観重要建造物等」(札幌市) 「景観法に関する届出」(札幌市)  
 「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)保存樹等指定一覧表」(札幌市)  
 「自然環境保護地域等 自然環境保全地域等の現況」(北海道)

**図3.2.2-8 札幌景観資産、景観計画重点区域、  
保存樹・保存樹林、環境緑地保護地区の指定状況**

0 100 200 500m

1 : 10,000

### (3) 国、北海道及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

#### A. 国の環境保全に関する施策

国の環境保全に関する施策としては、「環境基本計画[第五次計画]」、「地球温暖化対策計画」、「ごみ処理基本計画策定指針」、「生物多様性国家戦略2012-2020」等がある。

各施策の概要は、表3.2.2-31に示すとおりである。

表3.2.2-31 環境保全に関する施策の概要(国)

施策の名称	内容
環境基本計画[第五次計画](平成30年4月閣議決定)	<p>「環境基本法」第15条に基づく、環境基本計画であり、第五次計画では、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な以下の6つの「重点戦略」を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</li> <li>2. 国土のストックとしての価値の向上</li> <li>3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</li> <li>4. 健康で心豊かな暮らしの実現</li> <li>5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</li> <li>6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</li> </ol> <p>これらにより、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。</p>
地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)	<p>COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。</p> <p>2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。</p>
ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村が区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を策定するための基本的事項を定めている。</p> <p>一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。</p> <p>また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成される。</p>
生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)	<p>1993年に発効した「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)第6条に基づき策定されたものであり、また、2008年に「生物多様性基本法」が施行されてからは、同法に基づく国家戦略にもなっている。</p> <p>愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含め他の日本の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定している。また、行動計画として、約700の具体的施策、50の数値目標を掲げている。</p>

## B. 北海道の環境保全に関する施策

北海道の環境保全に関する施策としては、「北海道環境基本計画[第2次計画]改定版」、「北海道地球温暖化対策推進計画」、「北海道廃棄物処理計画[第4次]」、「北海道生物多様性保全計画」、「北海道景観計画」、「北海道みどりの基本方針」等がある。

各施策の概要は、表3.2.2-32(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2.2-32(1) 環境保全に関する施策の概要(北海道)

施策の名称	内 容
北海道環境基本計画 [第3次計画](令和3年 3月 北海道)	<p>本計画では、「北海道環境基本条例」第10条に基づき、長期的な目標として、2050年(令和32年)頃を展望した北海道の環境の将来像を示すとともに、今後の施策の基本的事項として、SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方や分野横断の取組、分野別の施策の基本的な方向性、道民、事業者といった各主体による取組の方向性などを示し、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指すものである。</p> <p>施策体系については、「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、環境に関わる「共通的・基盤的な施策」の5つに整理してまとめている。</p>
北海道地球温暖化対策 推進計画[第3次](令和 3年3月 北海道)	<p>道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため2020年3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けて更なる取組を進めるため、「北海道地球温暖化対策推進計画[第3次]」を策定した。</p> <p>気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、再生可能エネルギーと森林などの吸収源を最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めていくことで、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける、北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現し、健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を、次の世代につなげていくことを目指している。</p> <p>中期目標として、2030年度の温室効果ガス排出量は、「2013年度比で35%(2,551万t-CO<sub>2</sub>)削減」、長期目標として「2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(“ゼロカーボン北海道”の実現)」を掲げている。</p>
北海道廃棄物処理計画 [第5次](令和2年3月 北海道)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条に基づき、国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものであり、また、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく「北海道 循環型社会形成推進基本計画」における、廃棄物の排出抑制、適正な循環の利用及び適正処分に関する個別計画としても、位置づけられている。</p> <p>廃棄物処理に関する考え方として、「適正な管理」、「協働による取組」、「透明性の確保」のもとに、令和6年度に一般廃棄物の排出量を1,700千t(平成29年度比 約10%削減)以下とし、産業廃棄物の排出量を37,500千t以下とすること等を目標としている。</p>
北海道生物多様性保全 計画(平成22年7月 策定 平成27年9月 一部変更 北海道)	<p>「生物多様性基本法」第13条・第9条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標や総合的・計画的に講ずべき施策を掲げた本道の生物多様性地域戦略にあたる。</p> <p>本計画は、北海道が平成8年に制定した北海道環境基本条例第10条第1項に基づく環境基本計画[第2次計画]の「重点的に取り組む事項」のひとつである「北海道らしい自然共生社会の実現」における「生物多様性保全に関する基本プログラム」に該当する。目標として以下の2つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全</li> <li>2. 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用</li> </ol> <p>また、本計画は、北海道を4つの圏域に、8つの生態系に区分・分類し、生物多様性の現状を把握して、課題の整理と基本方針などの検討を行っている。</p>

表3.2.2-32(2) 環境保全に関する施策の概要(北海道)

施策の名称	内 容
北海道景観計画 (平成20年6月策定 令和3年5月一部変更 北海道)	<p>「景観法」第8条の規定に基づく景観計画であり、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域を本計画の対象区域とし、法に基づく届出対象行為及び良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めている。</p> <p>良好な景観の形成に関する方針として「一体性と連続性のある広域景観づくり」、「戦略的な活用を図るための景観資源の整備」、「協働による多様な景観づくり」、「景観の総合的な質を高めるための景観づくり」の4つを掲げている。</p>
北海道みどりの基本方針(平成31年3月 北海道)	<p>本方針は、都市緑地法の具体的な運用を示した都市緑地法運用指針に基づき定めた「広域緑地計画」である。</p> <p>道内都市圏における緑地の将来像やその実現に向けた方針を示すだけでなく、その他の環境保全・創造に関する事項を定める指針として位置づけている。</p> <p>本方針は、道内都市圏における、緑地の保全や緑化の推進等に係る方向性を示し、都市の「みどり」の質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としている。これまでの公園等緑地の「量の確保」に加えて緑地が持つ防災などの多面的な機能を活用する「質の向上」を重視することを目標の一つとして掲げている。</p>

### C. 札幌市の環境保全に関する施策

札幌市の環境保全に関する施策としては、「第2次札幌市環境基本計画」、「札幌市気候変動対策行動計画」、「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」、「生物多様性さっぽろビジョン」、「札幌市景観計画2017」、「札幌市みどりの基本計画」等がある。各施策の概要は、表 3.2.2-33(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2.2-33(1) 環境保全に関する施策の概要(札幌市)

施策の名称	内 容
第2次札幌市環境基本計画(平成30年3月 札幌市)	<p>「札幌市環境基本条例」に基づき、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。また、環境保全・創造を目的とする行政計画だけでなく、その他の環境保全・創造に関する事項を定める上位計画として位置づけている。</p> <p>札幌の目指す環境都市像を、環境保全に向けた市民意識や生活文化が根づいた「環境首都」とし、将来像を実現するための5つの柱として、「健康で安全な環境の中で生活できる都市」、「積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現」、「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」、「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」、「環境施策の横断的・総合的な取組の推進」を掲げている。</p>
札幌市気候変動対策行動計画(令和3年3月 札幌市)	<p>札幌市では持続可能な低炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画として、平成27年(2015年)3月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、施策を進めてきた。</p> <p>計画策定以降、国連サミットでの「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択(平成27年9月)や、新たな気候変動対策における世界的な枠組みである「パリ協定」の発効(平成28年11月)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による「1.5°C特別報告書」の公表(平成30年10月)など、低炭素社会から脱炭素社会への動きが加速していることから、札幌市においても、持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。</p> <p>この計画は、「札幌市温暖化対策推進計画」、「札幌市エネルギービジョン」及び「札幌市役所エネルギー削減計画」を統合し、新たに気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けている。</p> <p>2050年目標として、「温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(ゼロカーボン)」を設定し、施策として「徹底した省エネルギー対策」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「移動の脱炭素化」、「資源循環・吸収源対策」、「ライフスタイルの変革・技術革新」を掲げている。</p>
新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月 札幌市)	<p>「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から脱却し、生活の無駄を省き、資源循環を目指して限りある資源やエネルギーを有効に使う、そして環境への負荷をできる限り少なくする社会を目指し、「ごみ排出量で政令市トップを目指すこと」を基本目標としている。</p> <p>基本方針は環境・協働・安心・効率のそれぞれの側面を考慮することとし、以下の4つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.(環境)2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指す</li> <li>2.(協働)市民・事業者・行政の連携による、ごみ減量・リサイクルの取組推進を目指す</li> <li>3.(安心)だれもが安心してごみ出しできる体制を目指す</li> <li>4.(効率)費用対効果を考慮し、コストの最適化を目指す</li> </ol>

表3.2.2-33(2)環境保全に関する施策の概要(札幌市)

施策の名称	内 容
<p>生物多様性さっぽろビジョン(平成25年3月 札幌市)</p>	<p>「生物多様性基本法」第5条・第13条に基づく基本計画であり、基本理念は「北の生き物と人が輝くまちさっぽろ」とし、以下3つの目標を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな生物多様性と共生する都市づくり</li> <li>2. 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践</li> <li>3. 伝統資源の継承及び創造</li> </ol> <p>また、本ビジョンの進行状況を確認・評価するために5つの指標を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生物多様性の理解度を2020年までに60%</li> <li>2. 生物多様性保全活動に参加したり、取り組んでいる市民・事業者の割合を2020年までに市民10%、2015年までに事業者60%</li> <li>3. 自然と積極的に触れあっている市民の割合を2020年までに35%</li> <li>4. 市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進を2020年度までに地産地消75%、環境配慮商品50%</li> <li>5. 事業者の原材料調達時の配慮の促進を2020年度までに50%</li> </ol>
<p>札幌市景観計画2017(平成29年2月 札幌市)</p>	<p>「景観法」第8条の規定に基づく景観計画であり、札幌市全域を本計画の対象区域とし、法に基づく届出対象行為及び良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めている。</p> <p>景観計画区域における景観形成の基本理念は、「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」である。</p> <p>景観対象区域は8つの地区に区分されており、事業区域周辺は「都心部」に該当し、都心部では、「世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成」を目標とし、駅前通、大通、創成川通、北3条通を軸に、個性を生かした、風格のある魅力的な空間の創出に努める等の景観形成の方針が設定されている。</p>
<p>第4次 札幌市みどりの基本計画(令和2年3月 札幌市)</p>	<p>第4次札幌市みどりの基本計画では、今後10年間でみどりの分野の取組を進める上で「重視すべき4つの視点」と、それらを踏まえた「基本理念」のもと、「自然」「都市」「ひと」ごとに、「みどりの将来像」「目標」14の「施策の方向性」を掲げている。</p> <p>重視すべき4つの視点は、以下の4つの視点である。</p> <p>[視点1]: 人と自然の共生</p> <p>[視点2]: 都市の魅力の向上</p> <p>[視点3]: 資源の有効活用</p> <p>[視点4]: 地域コミュニティの醸成</p>

#### (4) その他

##### A. 事業区域周辺における関連開発計画等

札幌市では、札幌駅周辺地区を「札幌駅交流拠点」として位置づけ、まちづくりの指針となる「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(平成30年9月 札幌市)を策定した。

本計画は、「札幌まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画、「第2次札幌市都市計画マスタープラン」及び「札幌市立地適正化計画」を都市空間に関わる上位計画とし、都心部における空間形成や機能集積の方向性を示す「第2次都心まちづくり計画」や、都心のまちづくりを支える環境エネルギーの施策を示す「都心エネルギープラン」を踏まえて、特に札幌駅周辺における具体的な整備の方向性などを位置づけるものである。

計画対象区域は図3.2.2-9に示すとおりであり、計画対象区域のうち、(ア)街区単位で地権者等による事業化を推進する街区を「先導プロジェクト街区」、(イ)地権者等による事業化検討の機運が高まっている街区を「事業化検討街区」として位置づけている。また、(ウ)交通施設等については、必要に応じて再開発等と連携を図りながら、官民協働で交通結節点としてふさわしい「基盤整備」を進めるとしている。

##### (ア) 先導プロジェクト街区(街区単位で地権者等による事業化を推進する街区)

表3.2.2-34(1) 先導プロジェクト街区

整備事業地区	整備内容(想定)	備考
①北5西1・北5西2街区 (本事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通結節空間(バスターミナル、乗換動線等)の整備</li> <li>・新幹線駅施設と連携した新しい顔づくり</li> <li>・高次都市機能の導入</li> <li>・環境・防災への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」を策定</li> <li>・関係権利者と検討中</li> </ul>
②北8西1地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住・宿泊・業務・商業機能等の複合機能の導入</li> <li>・歩道沿い空地等のオープンスペースの創出</li> <li>・エネルギーネットワークとの接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業</li> <li>・平成21年準備組合設立</li> <li>・平成26年都市計画決定</li> </ul>
③北6東3 周辺地区 (卸センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所などの業務機能、生活利便機能の整備</li> <li>・札幌駅と創成東地区方面をつなぐ歩行者空間の整備</li> <li>・エネルギーネットワークとの接続</li> <li>・広場空間の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年都市計画決定</li> <li>・地区計画</li> <li>・令和3年地区計画の変更</li> </ul>

出典：「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)

##### (イ) 事業化検討街区(地権者等による事業化検討の機運が高まっている街区)

北4西3街区※、北5東1街区

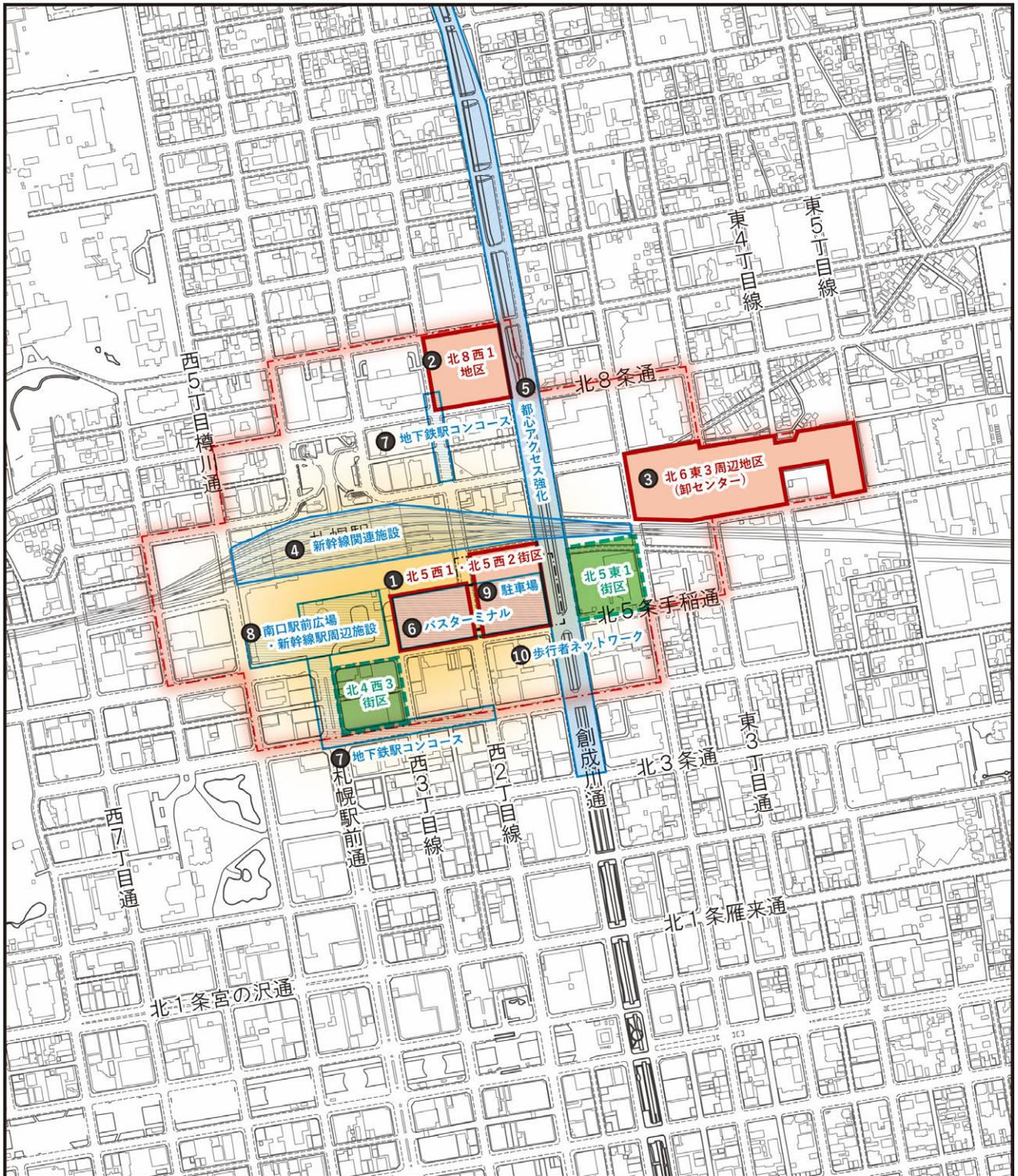
※：令和元年5月に再開発準備組合が設立され、令和2年4月に計画段階環境配慮書、令和2年10月に環境影響評価方法書、令和3年6月に環境影響評価準備書が提出、令和4年3月に都市計画決定告示及び環境影響評価書が提出されている。

(ウ) 基盤整備(交通施設等)

表3.2.2-34(2) 基盤整備

整備施設	整備内容(想定)	備考
④新幹線関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線ホーム整備</li> <li>・駅舎の整備(新幹線改札・コンコース等)</li> </ul>	鉄道事業者を中心に整備内容の検討中
⑤都心アクセス強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心と高速道路を結ぶ創成川通の機能強化</li> </ul>	国、道及び市が連携し、機能強化を検討中
⑥バスターミナル (本事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発と一体的なバスターミナルの再整備</li> <li>・バス乗降場の集約</li> <li>・待合空間等附帯施設の整備</li> </ul>	検討中
⑦地下鉄駅コンコース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北線コンコースの空間整備</li> <li>・西2丁目地下空間の改善等</li> </ul>	南北線コンコースは平成30年度整備完了 西2丁目線については、再開発と連携し、今後検討
⑧南口駅前広場・新幹線駅周辺交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通施設の再配置と滞留空間の充実等</li> <li>・タクシー・一般車乗降場の適切な配置</li> </ul>	今後検討
⑨駐輪場 (本事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な確保</li> </ul>	検討中
⑩歩行者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創成川の東西を結ぶ歩行者ネットワークの確保</li> <li>・乗り換え利便性や回遊性の向上、バリアフリーに配慮した動線の形成</li> </ul>	今後検討

出典：「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)



凡例	 : 事業区域(予定)	 : 札幌駅交流拠点まちづくり計画の対象区域
	 : 先行プロジェクト街区	 : 事業化促進エリア
	 : 事業化検討街区	 : 交通施設等
	 : 交通施設等	
	注) 下記出典資料をもとに作成 出典: 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)	
	0    100    200    500m 1 : 10,000	

図3.2.2-9 計画対象区域及び先導プロジェクト街区等